

意見書

令和元年11月15日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和元年11月15日に開催した令和元年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業2箇所、広域河川改修事業1箇所、総合流域防災事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

5番 (主) 四日市鈴鹿環状線(采女)

5番については、平成21年度に事業に着手し、一定期間である10年を経過して継続中であることから初めての再評価を行った事業である。

(2) 広域河川改修事業【再評価対象事業】

11番 二級河川 三滝川

11番については、平成18年度に事業に着手し、平成21年度、平成26年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

(3) 道路事業【事後評価対象事業】

503番 (主) 神戸長沢線

503番については、平成15年度に事業に着手し、平成27年度に完了した事業である。

(4) 総合流域防災事業【事後評価対象事業】

504番 二級河川 桧山路川

504番については、平成6年度に事業に着手し、平成26年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、5番、11番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

503番、504番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、11番については事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。